

令和6年3月6日

お知らせ

熊本県内における総合評価落札方式の設定について(道路工事)

これまで、熊本県内において当事務所が総合評価落札方式で発注する道路工事(一般土木 C 等)について、不調不落の発生状況を踏まえ、地域貢献等のオプション項目として「工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点」を設定する場合には、熊本県内を北部及び南部に地域区分し、指定する地域区分内に本店がある場合には加算して運用してきました。

熊本県内の不調・不落発生件数は減少傾向ではあるものの、未だ他県と比較して多く発生している状況等に鑑み、令和6年4月以降に公告する工事については、北部及び南部の区分設定を解消し、県内同一の評価で運用することとします。